令和8年度

農地農業用施設災害復旧事業

20／210　東城赤木農地

災害復旧工事　仕　様　書

事業主体　　広島県庄原市

施行箇所　　庄原市 東城町 粟田

特　記　仕　様　書

第１章　総　則

第１節　適　用

１　本特記仕様書は、020/210　東城赤木農地（田）災害復旧工事　に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書　（令和８年８月　広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）

※　土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。　https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第２節　適用除外

本工事では、土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。

- 1-1-2-14　施工管理　1.標示板の設置
- 1-1-3-7　契約後ＶＥ工事
- 1-1-3-9　県産木材の活用
- 3-1-1-7　工事完成図書の納品　6.地質調査の電子成果品等

第３節　用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和８年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第１章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2　用語の定義	6.設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1　適用	2.共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1　適用	2.共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2　用語の定義	1.監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2　用語の定義	2.総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則(平成17年3月31日規則第47号)
1-1-2-2　用語の定義	4.技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2　用語の定義	5.検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5　工事の下請負	1.下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5　工事の下請負	2.指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5　工事の下請負	5.下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5　工事の下請負	6.県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第４節　災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

１　現場代理人（請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあっては、 9,000万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書　第１章　総則　第５節

「現場代理人の兼務」１に掲げる条件（（３）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

２　受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。

３　請負金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。

４　請負金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第　５　節　　現場代理人の兼務

１　受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

（１）　兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。

（２）　兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。

（３）　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（４）　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(３)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

２　受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあっては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が１０ｋｍ程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

（１）　兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること。

（２）　兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。

（３）　兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

（４）　監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、(３)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

３　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

４　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
（１）　兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
（２）　兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年３月31日条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
（３）　兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
（４）　兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
（５）　著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
（６）　その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
５　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第　６　節　　現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

１　建設業法第26条第３項第１号の規定（以下、「専任特例１号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
（２）　工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が１日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね２時間以内であること。
（３）　下請次数が３を超えないこと。
（４）　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
（５）　工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること
（６）　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
（７）　主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（８）　兼務する工事についても、上記（２）～（７）の要件を全て満たすこと。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例１号に係る条件を満たすこと。
２　専任特例１号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（２）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（６）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
３　建設業法第26条第３項第２号の規定（以下、「専任特例２号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（２）　監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
（３）　監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（４）　監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、こ

れら複数の工事を一の工事とみなす。
（５）　監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
（６）　監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
（７）　監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
（８）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例２号に係る条件を満たすこと。
４　専任特例２号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
５　建設業法第26条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
（１）　配置する営業所（経営業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
（２）　配置する工事現場の数が１であること。
（３）　配置する営業所と工事現場間が、１日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね２時間以内であること。
（４）　下請次数が３を超えないこと。
（５）　連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、１年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること
（６）　工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経営業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
（７）　人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
（８）　当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
（９）　上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
６　建設業法第26条の５第１項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の５第１項の規定を準用する経営業務の管理責任者を配置する場合には、前項（３）～（８）を確認するため、施工計画書に前項（７）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第　７　節　　現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）

１　受注者は、熱中症対策・防寒対策に着手する前に、工事打合せ簿へ熱中症対策・防寒対策に必要な施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載し、監督職員へ提出の上、協議すること。
２　受注者は、現場作業が終了するまでに、工事打合せ簿へ実施した内容（施設・設備の種類、規模、設置期間及び実際に要した費用等）を記入し見積書等を添付し監督職員へ提出すること。
３　見積書等については、「広島県の調達情報」へ掲載されている「現場環境改善（熱中症対策・防寒対策）の実施について（お知らせ）」を参考作成すること。
　掲載先：https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index/r80730.pdf

第　８　節　　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１　本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

2　工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始６日間（12月29日～１月３日）、夏季休暇３日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く３日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
3　真夏日とは、日最高気温が30度以上の日、あるいは、日最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温又は最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）を対象とする。
4　気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。
5　受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
6　受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
7　積算方法は次のとおりとする。
（１）　補正方法
ア　受注者から提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、２％を上限とする。
イ　真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
ウ　補正値（％）＝真夏日率×1.2
（２）　補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点３位を四捨五入して２位止めとする。
8　受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
9　検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

第　９　節　　猛暑日等を考慮した工期延長について

1　本工事は、工期に「猛暑日等による作業不能日」として、休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨降雪日及び猛暑日日数を○○日見込んでいる。
「猛暑日等による作業不能日」＝施工に必要な実日数　×　雨休率
雨休率（休日、降雨降雪日及び猛暑日日数による作業不能日を見込むための係数）：　０．７９
雨休率に見込んでいる作業不能日は、次のとおりである。（過去５年間の気象庁及び環境省のデータより年間の平均発生日数を算出）
（１）　１日の降雨・降雪量が10㎜/日以上の日：　３３日／年
（２）　８時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：　５日／年
2　・著しい悪天候や気象状況より「猛暑日等による作業不能日」が当初見込んでいる日数と著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は監督職員へ工期の延長変更を協議することができる。
・受注者は、協議の際に気象庁及び環境省の計測データ等を監督職員へ提出すること。計測データは、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所及び環境省が公表している観測地点を用いることを標準とする。
なお、提出する必要のある様式「猛暑日等による作業不能日算出表」は「広島県の調達情報HP＞公共工事等の情報_様式集＞建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載されている。
・費用は、工期延長日数に応じて「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」（土木工事標準積算基準書（共通編）第I編総則 第９章

に基づき増加費用を積算し、変更契約において計上する。

第　１０節　**猛暑時間の施工回避**

１　実施方法は次のとおりとする。

（１）　内容

ア　受注者は、現場環境に応じて猛暑時間帯の現場作業を回避し、作業の開始時間や終了時間を監督職員と協議し設定できる。

イ　作業時間を短縮した場合は、短縮時間に応じて、工期を延長することができるものとする。

ウ　工事における現地の立会等については、監督職員の勤務時間に合わせるものとする。

エ 対象期間は、６月１日から９月３０日までとする。

（２）　工期延長日数の算出方法

工期の延長日数※１（日）＝短縮時間（時間）×対象期間※２（日）÷８（時間）

なお、猛暑日等による作業不能日とは、別に考慮できるものとする。

※１ 小数第１位を切り上げるものとする。

※２ 現場閉所日を含む。

２　作業時間の変更に伴う工事費の増額については、設計変更の対象としない。

第　１１節　**熱中症による健康障害発生時の対応計画**

１　猛暑による厳しい環境下での現場作業※が見込まれる工事を対象とする。

※WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続１時間以上又は１日４時間を超える作業

２　受注者は、熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ的確な判断ができるよう、「緊連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地」及び「作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順」などを施工計画書の「緊急時の体制及び対応」項目に記載するとともに、工事関係者へ周知すること。

第　１２節　**週休二日制工事**

本工事は、週休二日制工事（受注者希望型）であり、「庄原市週休二日制工事実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「週休二日制工事実施届出書」、「休日取得工程表」、「休日取得状況表」は、「庄原市ＨＰ＞市政情報＞入札・契約・公売＞各種様式（建設工事等の入札・契約関係）＞建設工事関係」に掲載している。

第　１３節　**工事関係書類の事前協議**（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和２年11月（令和８年８月改定）広島県」に記載のある「2　工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第　１４節　**遠隔地からの労働者を確保する場合の積算方法**

１　「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工

事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準書等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費（宿泊費、借上げ費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2　受注者は、遠隔地から労働者を確保する場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書を作成し、監督職員に提出する。

3　最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4　受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5　実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準書等に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

6　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

7　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8　本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。

（1）　共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費（労働者送迎費、宿泊費、借上げ費）の割合：　６．０７％

（2）　現場管理費に占める実績変更対象費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：　１．３７％

第　１５　節　　法令及び条例等の遵守

1　次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

（1）　工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」

（2）　上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」

（3）　上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」

2　「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3　「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第　１６　節　　中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

1　本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という）について、設計変更により計上できる工事である。

2　調達検討資材

ナフサを由来とする主要な建設資材の一覧

資材カテゴリ	主成分・性質
ジオテキスタイル	ＰＰ、ＰＥＴ
防草シート	ＰＰ、ＰＥＴ

排水材・フィルター	ＰＰ、ＰＥＴ
パイプ・配線管	塩ビ、ＰＥ、ＰＰ
ケーブル・配線管	塩ビ、ＰＥ
接着剤	ポリウレタン、エポキシ樹脂
塗料・シンナー	トルエン・キシレン等
止水材・シーリング材	ポリウレタン、アクリル
防水シート（トンネル）	塩ビ、合成ゴム
コンクリート混和材	ポリカルボン酸エーテル
仮設資材（ブルーシート、土のう）	ＰＥ、ＰＰ、ＰＶＣ
断熱材	ポリウレタン、ポリスチレン

※代表的なナフサ由来の資材の一例であり、この一覧にない場合でも協議することができる。
ただし、ナフサ由来の資材であることを確認すること。

3　内容

（1）　受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に「（様式１）調達検討資材に関する協議書」を提出し、監督職員と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次のとおり想定している。

①　調達検討資材の代替資材を調達した場合
（例：塩化ビニル管を鉄管やコンクリート管に変更して施工する場合）

②　調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
（例：通常より遠方から調達する必要があり、運搬費が追加で必要な場合）

③　調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
（例：通常より調達ロットを小さくせざるを得なくなり、単価が高くなる場合）

（2）　受注者は、設計変更に際し、「（様式２）調達検討資材に関する実施報告書」及び実際の取引伝票、請求書等（調達時期、購入数量、購入単価が記載された資料）を監督職員に提出すること。

（3）　妥当性が確認された別途調達経費については、設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。

（4）　受注者は、代替資材を調達する場合には、当該代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

※ 様式については、「広島県の調達情報」に掲載されている。
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k06/k-06-2yousiki.html

4　積算方法

（1）　設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

（2）　設計変更を行う対象数量の考え方は、次のとおりとする。
既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方
証明数量＜設計図書の数量 → 設計変更不可。 設計図書の数量≦証明数量≦設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量 設計数量＜証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量 （設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量 設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量） 証明数量：受注者から証明された数量）

※精算変更見込み数量を考慮すること。
換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

（３）　設計変更に用いる単価は、実際の取引伝票、請求書等で確認出来た実際の購入価格とする。

（４）　別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初積算時点での実勢価格(物価資料等)と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。なお、当初積算時点の実勢価格(物価資料等)が掲載されていない場合は、受注者に当初積算時点の取引価格を確認の上、差分を算出すること。

（５）　本運用に基づく設計変更内容は、建設工事請負契約約款第25条（スライド条項）の対象外とする。

第　１７節　　建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表
受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

４　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（１）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（２）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（３）上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

（１）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

（２）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

（３）建設発生土の搬出元の名称及び所在地

（４）建設発生土の搬出量

（５）建設発生土の搬出が完了した日

１０　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

１１　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

１２　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

１３　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

（１）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

（２）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

（３）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード

（４）９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第２章　施工条件

第１節　公害対策

１ 公害防止

施工方法	コンクリート破砕において、民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。
建設機械･設備	低騒音型機械
作業時間	８時から１７時

第２節　工事用道路

１ 仮設道路

安全施設	出入口に柵を設置すること。
工事後の処置	原形復旧
維持管理内容	粉じん防止の散水（随時）、路面補修のための補修材を必要とする場合は別途協議すること。

第３節　盛　土

１ 流用土（工事内流用）

本工事の施工により発生する土のうち、　３１　㎥（地山土量）については当該工事に流用するものと見込んでいる。

２ 購入土［搬入］（新材料）

本工事では、　５６　㎥（ほぐし）の土砂購入を見込んでいる。

なお、新材料の購入土砂を見込んでいるが、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用することが可能である場合は、その使用に努めるものとする。

ただし、使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第　4　節　　建設副産物

1　建設発生土［搬出］（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所　　㈱宮田木材　光森処分場　　庄原市東城町加谷字大鉄穴5081-2

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第　3　章　　その他

1　本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

2　事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。

3　本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和　8　年度

020/210　東城赤木農地 災害復旧工事

庄原市 東城町 粟田　　地内

工　事　価　格	
消 費 税 相 当 額	
工　事　費　計	

積 算 情 報

工事名	020/210　東城赤木農地 災害復旧工事		
執行年度	令和　8　年度	諸経費区分	農林 令和08年度
工種区分	ほ場整備工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 9月 1日付 農林	単価地区	53:庄原市(旧東城町)
機損適用年月日	令和 8年度 農林	歩掛適用年月日	令和 8年 8月 農林

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 ・・・・・・・・・・　中山間地域 現場管理費 ・・・・・・・・・・　中山間地域
現場環境改善費	計上しない
冬期補正	設定区分無し
緊急工事補正	設定区分無し
前払支出割合区分	０％～５％以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
ほ場整備工事02	1	式				
土工	1	式				
掘削 小規模 土砂 標準以外	31	m3			P　1 号	
機械併用盛土(小規模土工) 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(Ⅰ) 砂質土	75	m3			単　2 号	
購入土 (土砂2) 見積	62	m3				
土砂等運搬 小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂 13.0km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	52	m3			P　3 号	
小運搬	1	式				
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	62	m3			P　4 号	
機械(不整地運搬車)小運搬 砂･砂利･栗石 運搬距離100m未満	52	m3			施　5 号	
法面工	1	式				
法面整形 盛土部 ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土 法面締固め無し 現場制約無し	45	m2			P　6 号	
植生シート工(標準品) 施工規模250m2未満 時間制約無	47	m2			施　7 号	

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	基　準
畦畔復旧	6	m			施　8 号	
仮設工	1	式				
表土剥取り戻し	19	m			施　9 号	
掘削 小規模 土砂 標準以外	35	m3			P　1 号	
機械併用盛土(小規模土工) 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(Ｉ) 砂質土	35	m3			単　2 号	
購入土（土砂2) 見積	4	m3				
土砂等運搬 小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂 13.0km以下 DID区間無 ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む	3	m3			P　3 号	
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準)	4	m3			P　4 号	
機械(不整地運搬車)小運搬 砂･砂利･栗石 運搬距離100m未満	3	m3			施　5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				

庄原市

本　工　事　費　内　訳　書

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
共通仮設費率分	1	式				中山間地域
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				中山間地域
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

庄原市

令和 8 年度

令和7年度発生

農地･農業用施設 災害復旧事業

020/210　東城赤木農地 災害復旧工事　　参　考　資　料

事業主体　　広島県庄原市

施工箇所　　庄原市 東城町 粟田

【 第　1 号 施工パッケージ 】

掘削 小規模　土砂 標準以外　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			21.20				
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・超低騒音・排対:3次] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.13m3			21.20				
【労務】			70.89				
運転手（特殊）			70.89				
【材料】			7.91				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.91				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂			[J2] = 5　施工方法 上記以外(小規模)				
[J6] = 8　施工数量 標準以外							

【 第　2 号 単価表 】

機械併用盛土(小規模土工) 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(Ⅰ)　　1　　m3 当り

(砂質土　　,　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	1.1	m3			P　10 号	
盛土 人力まき出し 砂･砂質土 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分Ⅰ)	1	m3			施　11 号	
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						

庄原市

【 第　3 号 施工パッケージ 】

土砂等運搬　小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 土砂　　1　　m3 当り

(13.0km以下 DID区間無　,ﾀｲﾔ損耗費(良好)含む　)

名　称・規　格	金額構成比(%)	金　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　準
【機械】			25.12				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 通称 4t積級			25.12				
【労務】			63.12				
運転手（一般）			63.12				
【材料】			11.76				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.76				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2　土砂等発生現場 小規模 [J3] = 1　土質 土砂(岩塊･玉石混り土含む) [JD] = 11　運搬距離 13.0km以下			[J2] = 5　積込機種･規格 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3 [J4] = 1　DID区間の有無 DID区間無				

庄原市

【 第　4 号 施工パッケージ 】

積込(ルーズ)　土砂 小規模(標準)　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			27.65				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)[標準型･排対型:3次基準] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.28m3			27.65				
【労務】			61.34				
運転手（特殊）			61.34				
【材料】			11.01				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			11.01				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂			[J2] = 4　作業内容 小規模(標準)				

庄原市

【 第　5 号 施工単価表 】

機械(不整地運搬車)小運搬 砂･砂利･栗石　　65.1　m3 当り

(運搬距離100m未満　　,　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
不整地運搬車運転 ｸﾛｰﾗ型･ﾀﾞﾝﾌﾟ式4.0～5.0t積級 排対型:2次基準		日				
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 1　材料区分 砂･砂利･栗石		[B] = 2　運搬距離区分 運搬距離100m未満				
[X] = 3　不整地運搬車規格区分 排対型:2次基準						

庄原市

【 第　6 号 施工パッケージ 】

法面整形　盛土部 ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土　　1　　m2 当り

(法面締固め無し　　,現場制約無し　　)

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			11.31				
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1～3,2011,2014			11.31				
【労務】			76.24				
普通作業員			33.80				
運転手（特殊）			28.83				
土木一般世話役			13.61				
【材料】			12.45				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			12.45				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　整形箇所 盛土部			[J2] = 2　法面締固めの有無 法面締固め無し				
[J3] = 2　現場制約の有無 現場制約無し			[J4] = 2　土質 ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土				

【 第　7 号 施工単価表 】

植生シート工(標準品) 施工規模250m2未満　　1　　m2 当り

(時間制約無　　,　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
法面工 植生工(人力施工) 植生シート工 肥料袋無(標準品) 【材工共】	1	m2				
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 2　工種 植生ｼｰﾄ工(標準品)		[B] = 4　施工規模 施工規模250m2未満				
[C] = 1　時間制約 時間制約無						

庄原市

【 第　8 号 施工単価表 】

畦畔復旧　　10　　m 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
バックホウ運転(賃料) ｸﾛｰﾗ型 ﾊﾞｹｯﾄ容量0.45m3 排対型:1次基準		日				
普通作業員		人				
諸　雑　費　（丸め）	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [Xc] = 2　ﾊﾞｯｸﾎｳ規格区分 排対型:1次基準						

庄原市

【 第　9 号 施工単価表 】

表土剥取り戻し　　10　　m 当り

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
掘削 小規模 土砂 標準以外	4.7	m3			P　1 号	
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	4.7	m3			P　12 号	
計						
単位当たり						

【 第　10 号 施工パッケージ 】

積込(ルーズ)　土砂 小規模(標準以外)　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			21.20				
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・超低騒音・排対:3次] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.13m3			21.20				
【労務】			70.89				
運転手（特殊）			70.89				
【材料】			7.91				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.91				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂			[J2] = 5　作業内容 小規模(標準以外)				

庄原市

【 第　11 号 施工単価表 】

盛土 人力まき出し　　10　　m3 当り

(砂･砂質土　　,振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分Ⅰ)　　)

名　　称　・　規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	明細単価番号	基　　準
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸　雑　費　（率＋丸め） 締固め労務費の％		％				
計						
単位当たり						
[条件] [A] = 1　作業･施工区分 盛土 人力まき出し　　[B] = 1　土質区分 砂･砂質土 [C] = 5　締固め区分 振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ(区分Ⅰ)						

庄原市

【 第　12 号 施工パッケージ 】

積込(ルーズ)　土砂 小規模(標準以外)　　1　　m3 当り

名　　称　・　規　　格	金額構成比(%)	金　　額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基　　準
【機械】			21.20				
小型ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・超低騒音・排対:3次] ﾊﾞｹｯﾄ容量0.13m3			21.20				
【労務】			70.89				
運転手（特殊）			70.89				
【材料】			7.91				
軽油 パトロール給油,2～4KL積載車給油			7.91				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1　土質 土砂			[J2] = 5　作業内容 小規模(標準以外)				

庄原市

令和　7　年度

農地災害復旧工事

020／210

庄原市東城町粟田　　東城赤木農地（田）

数量計算書

数 量 一 覧 表

０２０／２１０　東城赤木農地（田）

名　　称	形 状・寸 法 等	単位	数　量		備　　考
			実 施	変 更	
土　　工					
掘　　削	土砂	m3	30.9		
盛　　土	土砂	m3	74.6		
不足土	購入土（土砂）4T DT	m3	62.4		運搬 62.4/1.2=52.0
積込み	土砂	m3	62.4		
小運搬工					
機械小運搬	運搬車　L=74.8m　土砂・砂利・栗石	m3	62.4		
法 面 工					
法面整正	盛土法面	m2	45.0		
張芝工	張芝	m2	47.3		
畦畔築立	W=0.9 H=0.2	m	6.0		
仮設工					
仮設道路	表土剥取・表土戻し	m	18.8		
掘　　削	工事用道路　切土	m3	34.8		
盛　　土	工事用道路　埋戻し	m3	34.8		
不足土	購入土（土砂）	m3	3.9		運搬 3.9/1.2=3.25
積込み	土砂	m3	3.9		

020／210 東城赤木農地(田)

土 量 配 分 表



020／210 東城赤木農地(田)

計第 1 表

土　　工　　数　　量　　計　　算　　書

種別 / 番号	距 離	掘削			床掘			埋戻			盛土			備 考
		A	平均	m3	A	平均	m3	A	平均	m3	A	平均	m3	
NO.0		7.1									9.5			
+3.0	3.0	3.9	5.50	16.5							17.5	13.50	40.5	
+6.0	3.0	5.7	4.80	14.4							5.2	11.35	34.1	
合　計	6.0			30.9									74.6	

020／210 東城赤木農地(田)

計第 2 表

数 量 計 算 書

法 面 工

種別 / 番号	距離	法面整正			張芝工			畦畔築立						備考
		SL	平均	m2	SL	平均	m2			m				
NO.0		8.1			8.4									
+3.0	3.0	7.5	7.80	23.4	7.9	8.15	24.5			3.0				
+6.0	3.0	6.9	7.20	21.6	7.3	7.60	22.8			3.0				
合 計	6.0			45.0			47.3			6.0				

020／210 東城赤木農地(田)

計第 3 表

仮 設 工 数 量 計 算 書

種別 / 番号	距 離	掘削 A	掘削 平均	掘削 m3										備 考
+0.0	0.0	0.0												
+12.1	12.1	0.0	0.00	0.0										
+18.8	6.7	10.4	5.20	34.8										
合 計	18.8			34.8										

各　　種　　数　　量　　計　　算　　書

工　　種	番 号	種　　別
仮　設　工		表土剥取･表土戻し

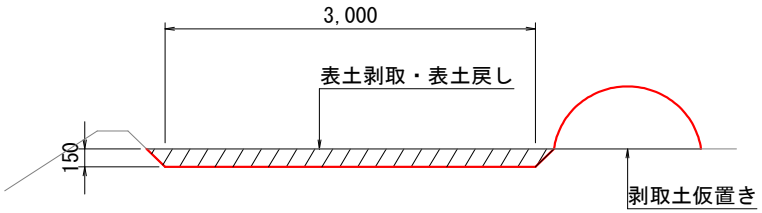

名　　称	規　　格	計　　算　　式	単 位	数　　量 1.0　　m
仮設道路				
表土剥取･戻し		3.00×0.15+0.15×0.15=	m3	0.47

020／210 東城赤木農地(田)　　機　械　小　運　搬　集　計　表

運搬距離　L= 74.8 m

	単位	区　分	材料区分	名　称	計　算　式	数　量
	m3	機械	砂・砂利・栗石	裏込砕石		
				割栗石		
				残土		
				不足土	62.4	62.4
				計		62.4
			ｺﾝｸﾘｰﾄ等	胴込裏込ｺﾝ t=10cm		
				ﾌﾞﾛｯｸ基礎		
				すり付け胴込ｺﾝｸﾘｰ		
				計		
	t	機械	ﾌﾞﾛｯｸ類	控え35cm		
			RC管類			
			φ600mm未満			
			RC管類			
			φ600mm以上			
			鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ			
			柵渠類			
			鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ			
			ﾌﾘｭｰﾑ類			
			鋼管類			
			φ450mm未満			
			ｾﾒﾝﾄ類			
			（袋物）			
				計		

参　考

※（参考）　1回又は単体当り運搬可能量

人　肩：40kg／回程度まで

小　車：70kg／回程度まで

特装車：単体重量が700kg程度まで

※　参考重量

①積ﾌﾞﾛｯｸ工

積ﾌﾞﾛｯｸ　（控0.35m）　361　kg／㎡

胴込裏込ｺﾝｸﾘｰﾄ　t= 0cm　0.19m3／㎡

〃　t=10cm　0.29m3／㎡

〃　t=15cm　0.34m3／㎡

〃　t=20cm　0.39m3／㎡

裏込工（ｸﾗｯｼｬｰﾗﾝ）　－　m3　（数量計算）

ﾌﾞﾛｯｸ基礎　－　m3／㎡　（　ﾀｲﾌﾟ別　）

②U型ﾌﾘｭｰﾑ

UF200mm－ 39kg/m　UF450mm－ 127kg/m

UF250mm－ 51kg/m　UF500mm－ 162kg/m

UF300mm－ 63kg/m

UF350mm－ 78kg/m

UF400mm－ 93kg/m

※φ700mm以上は単体重量が700kgを越える。

③角ﾌﾘｭｰﾑ　（県農土KF）

KF150mm－ 26kg/m　KF350mm－ 83kg/m

KF200mm－ 38kg/m　KF400mm－125kg/m

KF250mm－ 49kg/m　KF450mm－140kg/m

KF300mm－ 70kg/m　KF500mm－193kg/m

④角ﾌﾘｭｰﾑ用蓋（L=0.50m）

KF150mm－ － kg/枚　KF350mm－ 34kg/枚

KF200mm－ 14kg/枚　KF400mm－ 44kg/枚

KF250mm－ 19kg/枚　KF450mm－ 52kg/枚

KF300mm－ 27kg/枚　KF500mm－ 60kg/枚

⑤ふとんかご詰石（階段式　高さ50網目15）

割栗石15～20cm　0.57m3／m